



「第2期箱根町行財政改革アクションプラン (令和5～9年度)」 の素案に関する意見募集について

本町では、第6次総合計画のスタートにあわせ、平成29年度に「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定し、自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など想定外の事態が続く中、歳入確保・歳出削減や町民サービスの質の向上などに取り組んできました。

計画の最終年度となる令和4年度に実施した評価では、目標を達成できる見通しとなりましたが、今後は、税収の減少や老朽化が進む公共施設の更新などにより一層厳しい財政状況となることが見込まれます。

そこで、新たな取組みを計画に位置付け、更なる行財政改革の推進を図るため、改定作業を進めてきましたが、このたび、「第2期箱根町行財政改革アクションプラン（令和5～9年度）」の素案がまとまりましたので、内容を公表し、皆さんから広く意見を募集します。

【素案の公表】 第2期箱根町行財政改革アクションプラン（令和5～9年度）

【素案の閲覧および掲載場所】

- ・企画課および出張所窓口
- ・町ホームページ



【意見の提出期間】 2月17日（金）～ 3月20日（月）

【意見の提出方法（所定の意見書様式）】 【二次元コード(閲覧 HP)】

企画課または出張所窓口に持参、郵便、ファックス、Eメールのいずれかで提出してください。

【意見を提出できる方】

町内に住所を有する方、町内に別荘を有する方、町内で働く方、町内で学ぶ方、町内で事業を営むもの（法人を含む）、町内で活動するもの（NPOなど）、本町に納税義務を有するもの（法人を含む）、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【意見募集の結果】

結果については、町ホームページの他、企画課窓口において公表します。

提出・照会先 企画課特定政策係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

電話 (85) 9560 FAX (85) 7577

Eメール tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～ 裏面もご覧ください～



町国際交流協会主催～世界の食文化を知ろう～

スイーツ料理教室

箱根町国際交流協会では、箱根町における国際交流を推進し、海外の方々と相互理解と友好関係を深めるための事業を実施しています。箱根町内で働いている海外研修生の方にも参加していただき、外国の食文化について学びながら一緒に料理を作る予定です。

今回の料理教室のテーマは、「スイーツ料理教室」と題して、海外研修生の出身国である台湾や、姉妹都市提携 50 周年を迎えたジャスパー町のあるカナダの食文化を皆さんに知っていただこうと思います。

食事は、人との交流を深める一つのツールです。世界の人々の食文化を知ることで、多くの方々との親善と友情、相互交流を深めてみませんか？

皆様のご参加、お待ちしております！

【日時】 3月15日（水）13時～16時（予定）

【場所】 総合保健福祉センター「さくら館」 調理実習室
（箱根町宮城野 881-1）

【内容】 台湾スイーツ（ユーエン）
カナダスイーツ（レッドベルベットケーキ）

【持ち物】 エプロン、手ふきタオル、
三角巾（またはバンダナなど）

【定員】 7人（先着順）

【参加費】 500円

【申込期限】 3月10日（金）

【申込方法】 電話で申し込んでください。



申込・照会先 町国際交流協会事務局（観光課観光係）
電話（85）7410

海外研修生も参加します！

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和5年2月27日発行】

イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

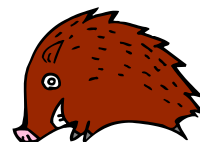
捕獲地域は次のとおりです。

4年度1月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	12	3	1	4	4	24	わな 21、銃器 3
ニホンジカ	21	6	15	40	34	116	わな 103、銃器 13

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

イノシシの出没を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシへの餌やりはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(2月10日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2143	炊飯器	5合程度	普通	無料
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

